

令和2年7月1日改正

大船駅北地区街づくり協議指針

1 趣旨

主要な交通ターミナル機能を有する栄区西部の地域拠点として、大船駅北口開設計画に合わせた交通広場や快適な歩行者空間等の形成を図ると共に、日常生活に密着した商業・業務・住宅等の機能集積により、地区の活性化や利便性の向上をめざした街づくりを推進します。

2 協議区域

栄区笠間二丁目の一部 約3.2ha (別添図のとおり)

3 協議内容

(1) 駐車場の設置

路上駐車を防止し、安全で快適な環境を形成するため、建物用途や規模に応じて必要となる駐車場及び自転車駐車を確保してください。設置場所は敷地内を基本としますが、やむを得ない場合は隔地でもかまいません。

(2) 景観

建物の形態や意匠は、街なみ景観と調和するよう配慮して下さい。

(3) 緑化の促進

うるおいのある環境を形成するため、極力緑化等に配慮して下さい。

(4) 予定されている事業への協力

街づくり協議区域において、再開発事業等の検討を行っていますので、ご理解、ご協力をお願いします。

4 担当課

横浜市都市整備局市街地整備推進課

責任者：市街地整備推進課長

